

税制の在り方に関する提言

2020年6月

日本公認会計士協会

税制の在り方に関する提言

2020年 6 月 18 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会では、現行の税制に関する税制改正意見・要望書を作成するとともに、昨今の社会情勢の中から問題点を見だし、それに対する税制の在り方や税制改正の方向性に関する意見を提言として取りまとめることとし、次の3項目について提言することとした。

昨今の社会情勢から新型コロナウイルス感染症の社会への影響を軽んじることは決してできない。しかしながら、ワクチンや特効薬の開発状況等により情勢は大きく変化することが想定される一方で、これらを含むあらゆる状況が、現段階では不透明であり、新型コロナウイルス感染症による影響を中心におく税制の在り方や方向性を明示する段階にはないものとする。そのため本提言においてはその影響は考慮せず、恒久的な税制の在り方や方向性を明示することとした。

I 企業の国際競争力、日本の立地競争力の強化について

世界の企業活動は大きく変化しつつあり、ITを中心とした技術革新に伴い、国境を越えた経済活動が行われる、いわゆる「デジタル経済」が急速に発展している。

歴史的に、各国の税制は国際的調和の下、国家間の利害が調整され、徐々に整備されてきた。しかしながら、デジタル経済の急速な発展により発生したデジタル・ビジネスに対し、各国の税制は十分に対応できておらず、各国の利害が対立する場面も見られるなど、世界的に混乱を来しているものと考えられる。その結果、我が国の企業も各国の変化する税制を予測することができず、混沌とした中で事業展開をしなければならない状況にあると考えられる。

このような状況で、世界との調和がとれた税制を整備することは、企業の予見可能性を高め、ひいては国際競争力の強化に資するものとする。

また、我が国の国際競争力及び立地競争力を更に高めるためには、新しい技術のみならず、新しいビジネスモデルを世界に先駆けて、我が国において開発し、発信する必要があるとする。

このような論点に関して、下記の提言を行う。

1. デジタル経済に対して実効性に即した税制を構築すること

2015年秋のBEPSプロジェクト最終報告書公表から5年以上が経過し、各国における対応策の実施が進む中、同最終報告書の段階で国際的合意が得られず積み残しとなったデジタル経済に対する課税問題につき、OECD/G20包括的枠組みの参加諸国で合意された内容で本格的な取組が進められている。

デジタル・ビジネスにおいては、物理的な拠点がなくともその国で事業を行い、所得を稼得することができることから、国際取引による所得に対する課税権を物理的拠点の有無によって画する恒久的施設（PE）という伝統的概念では、もはやデジタル・ビジネスによる所得を捕捉しきれなくなっていること、また、モノやサービスの物理的な提供活動を所得の源泉と捉えてきた伝統的概念に対し、デジタル・ビジネスの源泉にはデータやユーザー貢献といった無形の価値が深く関わっていることに、デジタル・ビジネスに対する課税の根本的な問題がある。

デジタル・ビジネスへの課税に対する利害関係は各国によって様々である中で、デジタル経済によって生じる課税問題について合意に基づく長期的な解決策を見いだす取組が行われ、交渉が継続されている。他方で、このような交渉の結果仮に国際的合意に達しなければ各国独自の税制が乱立し、ひいては国際的二重課税や予測可能性の欠如を生み、最終的に企業等に負担を強いる結果となる。

我が国においては、海外の巨大多国籍企業を始めとする多国籍企業の日本におけるインバウンド所得に対する課税を適切に行うとともに、日本企業の国際的な事業活動を阻害せずかつ過度に複雑にならない、実効性のある税制の設計に尽力されることを望むところである。

2. 起業家を多数輩出するための教育資金に関する新たな税制の導入及びスタートアップ企業の成長を促す税制を構築すること

我が国の中小企業においては、今後、団塊世代の経営者が大量に引退する時期を迎えることが予想されている。大量の引退に対しては、事業承継税制を拡充することで一定の効果が見られると思われるが、国際競争力を高めるためには、一方で、若い世代を中心に新たなビジネスが創出される環境を税制面においても整えていくことが必要である。

若い世代から多くの起業家を輩出するための施策として令和2年度税制改正において新設されたオープンイノベーションに係る税制上の措置は有益であるが、若年世代に対する教育投資も併せて重要と考える。

OECDの統計によれば、日本人の海外留学生者数は、減少の一途をたどっており、国際競争力が低下する一因とも言われている。また、諸外国と比較して日本における新規開業率が低いことは、学校教育において起業家を養成するためのプログラムが充実

していないことも要因の一つと考えられる。

スタートアップ企業が生まれることで競争力を高めるための税制の手当てとして、例えば次のような施策を提言する。

海外留学や起業家養成を支援する基金を新たに設立し、当該基金への企業からの資金拠出や起業家養成のための教育プログラムを実施している教育機関に対する企業からの資金拠出に関して、法人税において全額損金算入を認めるとともに、選択的に一定割合の税額控除を認める税制を整える。このような税制を整備することで企業の内部留保を社会に還元することを通じて、将来の我が国の国際競争力を高めることが可能であると考え。また、個人においても、拠出した資金を所得税において税額控除として認める制度を制定することで起業家養成に関心のある個人の要請に応えることができるとともに、所得の再配分にも寄与するものと考え。

次に、起業をした後のスタートアップ企業が、経済の好循環に寄与するためには、スタートアップ企業及びビジネスパートナーの両者にインセンティブを働かせる税制の設計が必要と考える。

例えば、創業から数年間法人税を減免する措置の創設、スタートアップ企業と組んで研究開発を行う企業に対する税制上の優遇拡充、イノベーションが創出される研究開発投資に関して給付金付税額控除制度の導入などが考えられる。

Ⅱ 経済社会構造の変化、少子高齢化などの課題への対応について

個人所得課税については、年功序列賃金、終身雇用を核とする日本型雇用システムの下、これまでは給与所得者が納税者の大半を占めてきた。しかしながら、現在においては個人事業主であるフリーランスや副業の増加など、働き方が多様化し給与所得者以外の所得者も増加している。これらの者が容易に確定申告を行える環境を整備することが必要であり、また、これらの者の間で課税が公平になされるよう制度上の配慮が必要である。

また、女性の就業促進の観点からも平成29年度の税制改正において配偶者控除の見直しが行われたが、女性の活躍を支援し、税制が女性の就労を抑制しないためには、配偶者控除等も更なる検討を行い、配偶者の収入にかかわらず夫婦二人で受けられる所得控除の合計額を同じとする仕組みの導入や、世帯がお互いの所得をプール、シェアしている実態に対応するために、担税力の測定を個人単位ではなく、世帯単位（又は夫婦単位）で行う世帯単位（又は夫婦単位）課税への移行を検討すべきである。これらの論点に関して、ここでは今後の所得税の在り方として、下記の提言を行う。

1. 働き方の多様化に応じて誰でも容易に確定申告が可能な環境を整備すること

ICTの急速な発展により経済社会構造は大きく変化し、個人の多様な価値観に基づいた行動が可能となり、個人等が資産やスキルなどを共有し合うことができるいわゆるシェアリングエコノミーや、単発又は短期の仕事を請け負える働き方（ギグエコノミー）が拡大しつつある。これにより、働き方、サービスの提供の方法などが従来と大きく変化し、具体的には、サービス等の授受を行うプラットフォームを提供する事業者（以下「プラットフォーマー」という。）が介在することで、多くの個人がサービスの提供者として経済活動に参加することができ、個人間の取引も容易に行えるようになってきている。

このような状況下で、確定申告が必要となる納税者が増加してきている。確定申告が必要になる納税者による適正な申告も新たな経済分野の健全な発展を図る観点からも非常に重要である。

したがって、このような状況下では、申告納税制度に関する理解をより一層高めるための取組が必要であることはもちろん、ICTを活用して納税者の利便性を更に向上させていく取組が必要である。

具体的には、黎明期にあるシェアリングエコノミーの発展を阻害しないことに留意しつつ、プラットフォーマーの協力及び関係行政機関等の協力により、確定申告に必要な収入や所得控除等に係るデータをマイナポータルなどに集約できる仕組みを整え、より簡便に電子申告や納税を行える仕組みを構築する必要がある。

このような経済社会構造の変化に対処する税制として、バランスの取れた納税環境の整備を行い、課税の公平性を確保していくことが必要である。

2. 働き方の変化やライフコースの多様化に対応した所得計算方法を検討すること

昨今、ICTの急速な発展や少子高齢化を背景とする社会構造の変化に伴い、個人の働き方の多様化もまた急速に進展している。すなわち、フリーランスが増加し、またシェアリングエコノミーの活用により複数の収入源から収入を得る者も増えている。

このような状況に対して、従来の終身雇用型の働き方の下で機能してきた現行の所得区分の在り方と必要経費の在り方、所得控除の在り方の再検討が必要である。例えば、収入源が多様化する者の担税力が過大評価されないよう従来の事業所得と雑所得の枠組みや必要経費と家事費の区分の在り方を柔軟に見直すことが必要であり、フリーランスが給与所得者に比べて不利にならないよう所得控除の在り方は継続して見直されるべきと考える。

社会構造の変化が急速に進む現状において、むしろ働き方の多様化を後押しし、多

様な働き方に対して公平な所得課税が実現するような制度設計が望まれる。

3. 少子化対策や女性の社会進出の手掛かりとして世帯単位課税の導入を検討すること

女性の活躍を支援し、税制が女性の就労を抑制しないためには、配偶者控除等の更なる検討を行い、配偶者の収入にかかわらず夫婦二人で受けられる所得控除の合計額を同じとする仕組みの導入や、世帯がお互いの所得をプール、シェアしていることから、担税力の測定を個人単位ではなく、世帯単位（又は夫婦単位）で行う世帯単位（又は夫婦単位）課税への移行を検討すべきである。

特に、世帯単位課税ではN分N乗方式（家族全員の所得金額を合計して、その家族の人数で除した金額に累進税率表を適用して得られた税額に、家族の人数を乗じて最終的な納税額とする計算方式。夫婦単位課税では二分二乗方式となる。）によって税額が決まり、家族の人数が多いほど所得税額が減少するため、フランスが第二次世界大戦後、人口政策上の考慮から採用し、一定の効果を上げた歴史を見れば、世帯単位課税は少子化対策の手掛かりにもなると考えられる。

Ⅲ 世代間の資産偏在の是正について

2015年（平成27年）に公表された政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」は「高齢者世帯ほど資産蓄積が多く、家計資産の格差も高齢者世帯において顕著になっている」事実を指摘し、「現役世代においては、世帯収入の減少により、資産を形成していくという道が細くなっている」としている。

これらの事実に対応するには、資産再分配機能（資産格差を次世代に引き継がないような税制）の回復や、資産移転時期に関して中立な税制（消費機会の多い若年世代に資産移転を進め、経済活性化につなげる。）の構築を論点とする必要がある。

これらの論点に関して、ここでは下記の提言を行う。

1. 若年世代への円滑な資産承継のため相続税、贈与税の税負担を見直すこと

平成25年度税制改正によって、2015年（平成27年）以降の相続から、基礎控除の引下げ、富裕層の負担を強化するための税率構造の見直し等の改正が行われたが、資産再分配機能の回復の程度を引き続き注視していくべきである。また、高齢者世帯の資産貯蓄に対して、おおむね公費で賄われている社会保障給付が寄与する部分があることを勘案すると、相続財産を親族に移転するのみならず、社会に還元することも次世代の機会平等や同世代における公平の確保に資する。このような観点から、いわゆる遺贈寄付等、社会への具体的な還元方法の検討を行うべきである。

贈与税については、これまで相続税の補完税として、高い税負担水準が設定されてきたが、その一方で、2003年（平成15年）創設の相続時精算課税や、教育資金、結婚子育て資金の一括贈与等、特定の贈与に対する近年の時限措置によって、資産の移転を促進しようとする動きもある。しかしながら、これらの時限措置はいずれも親族間の資産移転を前提にしたものであり、また、幾つもの複雑な時限措置が設けられた状況は、納税者にとって理解しづらいものであり、税の三原則の一つである「簡素」の観点から望ましい状況にない。

また、我が国において高齢化は相当程度の勢いで進んでおり、相続が発生したとしてもいわゆる「老々相続」といった状況が多々生じてきている。

これらの問題を抜本的に是正するためには、相続税の補完税としての贈与税の位置付けを見直し、相続という時期だけでなく、それ以前の時期においても積極的に若者世代への贈与を推進できるような構造変革が必要であると考えられる。具体的には、単純に相続税を増税する一方で、贈与税率を低くし、例えば特に若者世代への贈与税の負担を下げることによって資産の偏在解消に相当程度の効果が予想される。贈与に関してはなるべく規制を設けず、若年層が受け取った資金を自由に使えるようにするなど、発想の転換も含めて検討すべきである。

2. 公的年金の課税の在り方にストックの側面を加味すること

非正規雇用の増加、現役世代における世代収入の減少といった経済社会の構造変化に、出生率の低下に伴う少子化という人口構造の変化もあって、社会保障制度の負担と給付についての見直しが避けられなくなっている。

このような社会保障制度の転換期にあっては、税制においても、公的年金等の拠出、給付時の課税の在り方を整理することが求められる。

例えば、公的年金等に係る雑所得の金額の計算においては、平成30年度税制改正により、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、または、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円を超える場合には税負担が増加することとなったが、高齢者世帯の資産貯蓄状況等も反映した公的年金等の給付に対する租税の負担方法を検討すべきである。すなわち、公的年金が生計維持の基盤であるか否かの判断は、フローの概念であるところの所得のみを基準とするのではなく、ストックの概念である資産も勘案するなど、抜本的に制度を見直すべきである。

以 上